

別記様式第1号

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記の事業場における製造工程について、

昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件）の1の（イ）又は（ロ）

昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の1の（2）の表、2の（2）の表、4の（1）若しくは（2）の表、5の（1）若しくは（2）の表又は12の表

平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第1号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）第2項

の規定による確認を求めます。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 確認を求める肥料の種類
- 4 確認を求める管理措置（原料加工工程確認を求める場合）

備考：1原料確認を求める場合は、次に掲げる書類を添付すること。

- （1）原料収集先の一覧表（別添）
- （2）原料収集先と締結した契約書の写し
- （3）製造工程の図面（と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛等の部位又は牛の脊柱を処理する工程を併

設している等の場合にあつては、当該工程と製造工程との位置関係が記載された平面図を含むこと。）

- 2 原料加工工程確認を求める場合は、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 製造工程の図面
 - (2) ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第56条に基づく第1種圧力容器設置届（写し）（蒸製措置について確認を求める場合）
 - (3) 処理能力が確認できる焼却・炭化施設の設計図（熱分解又は燃焼措置について確認を求める場合）
- 3 正本1部及び副本2部を提出すること。
- 4 ()内の記載については、確認を求める肥料の種類や確認内容に対応する規定について記載する。

令和〇年〇月〇日

農林水産大臣 殿

住所 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
氏名 株式会社ファミック
代表取締役 不破 三久

下記の事業場における製造工程について、昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の4の（1）の表の規定による確認を求めます。

記

- 1 事業場の名称 株式会社ファミック 埼玉工場
- 2 事業場の所在地 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
- 3 確認を求める肥料の種類 肉骨粉

別記様式第1号 記載例

令和〇年〇月〇日

農林水産大臣 殿

住所 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
氏名 株式会社ファミック
代表取締役 不破 三久

下記の事業場における製造工程について、昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の4の（1）の表及び平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第1号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）第2項の規定による確認を求めます。

記

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| 1 事業場の名称 | 株式会社ファミック 埼玉工場 |
| 2 事業場の所在地 | 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 |
| 3 確認を求める肥料の種類 | 蒸製骨粉 |
| 4 確認を求める管理措置 | 平成26年9月1日農林水産省告示第1145号
第2項第5号 |

別記様式第1号 記載例

令和〇年〇月〇日

農林水産大臣 殿

住所 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

氏名 株式会社ファミック

代表取締役 不破 三久

下記の事業場における製造工程について、昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の13の表の規定による確認を求めます。

記

- 1 事業場の名称 株式会社ファミック 埼玉工場
- 2 事業場の所在地 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
- 3 確認を求める肥料の種類 汚泥肥料